

令和5年5月8日

保護者各位

南城市立玉城中学校  
校長 伊敷 尚也  
[公印省略]

### 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素より、本校の教育活動等につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、みだしの件について、国・県からの通知に伴い見直しが行われました。つきましては、玉城中学校においても通知に準じた対応となります。ご確認ください。

#### 記

#### 1. 平時から求められる感染症対策について

- (1) 各家庭においてこれまで同様、児童生徒の健康状態の把握をお願いします。  
※毎日の体温チェックや提出は不要です。
- (2) 学校においても適切な換気の確保を行います。
- (3) 児童生徒等へ[持ち物（清潔なハンカチ・ティッシュ等）、手指衛生、咳エチケット等]の指導を継続します。

#### 2. 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準について（学校保健安全法施行規則）

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを出席停止期間の基準とする。  
※無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。  
※軽快するとは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。  
※別紙の保護者記入による出席停止解除 確認書を提出ください。（HPのフォームによる提出可）  
※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。

発症日 (○)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
出席停止	→					出席解除
				症状軽快 確認	症状軽快後 1日経過	

#### 3. 濃厚接触者の取扱いについて

同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等や学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

#### 4. 新型コロナウイルス感染症の感染の診断の出ていない生徒等の場合について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などにはこれまで同様、無理して登校しないようご協力をお願いします。この場合、病欠となります。（出席停止の扱いとはなりません。）

その他、不明な点がございましたら、本校教頭（養護教諭）に連絡ください。